

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての従業員が働きやすい環境を作ることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

### 2.内容

#### 〈目標1〉

育休休業取得者の継続就労への不安を取り除くための支援の取組

#### (対策)

- 令和6年4月～ 従業員に育児休業等に関する制度の周知
- 令和6年5月～ 育休復帰支援プランを作成
- 令和6年6月～ 育児休業法等に基づく育児サポートプログラムについて社員に周知

#### 〈目標2〉

労働時間（所定外労働・有給休暇）促進のための意識改革

#### (対策)

- 令和6年4月～ 所定外労働・有給休暇の現状を把握
- 令和6年4月～ 年次有給休暇取得のための活動継続
- 令和6年4月～ 毎週水曜日ノー残業デーの活動継続

#### 〈目標3〉

工業高校等の学生のインターシップの受入れを行う

#### (対策)

- 令和6年4月～ 受入れ体制について検討開始
- 令和6年6月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和6年6月～ 社員への周知
- 令和6年8月～ インターシップの受入れ開始